市役所は毎週土曜日を開庁しています。（午前8時30分～午後5時15分※正午～午後1時は除く）　毎週水曜日は午後8時まで開庁時間を延長しています。

調査・測量のお知らせ

次の地区で、国土調査法に基づく「地籍調査」を実施することになりましたので、お知らせします。

実施区域福生市大字福生977番地～1338番地まで（左図参照）

※ただし、次の地番を除きます。

▼福生市大字福生992番地～1016番地

▼同1019番地～1020番地

▼同1032番地～1055番地

▼同1102番地～1121番地

▼同1145番地

▼同1148番地～1166番地

▼同1181番地～1199番地

▼同1219番地～1235番地

▼同1274番地

※昨年度実施済・来年度実施予定の地番も一部含まれていますので、詳細はお問い合わせください。

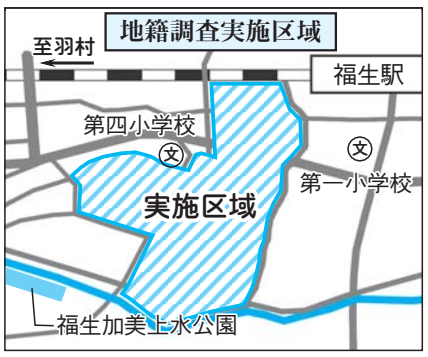

実施期間8月下旬～平成23年3月末日まで

実施内容道路と民地との境界杭等の状況を調査・測量し、官民境界線を確定する事業です。実施にあたり、土地所有者等の立ち会いをお願いする場合や、民地に立ち入ることもあります。

実施機関福生市都市建設部施設課

問合せ施設課管理グループ☎551・1969

多摩川の堤防除草の回数が変わります

国土交通省京浜河川事務所では、堤防の異常の早期発見や強度維持のために堤防除草を行なっていますが、今年度から予算を削減し、これまでの年3回から年2回に見直しました。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

除草時期

【一回目】4月中旬～5月末（実施済み）

【二回目】9月中旬

※除草後の刈草の集草は、一回目の除草後のみとなります。

問合せ国土交通省京浜河川事務所☎045・503・4013

山林の立木や庭木の手入れは大丈夫ですか

西多摩地域の豊かな自然環境は、多くの都民に親しまれていますが、近年、沿道の立木が倒れたり落枝するなど、道路交通の妨げになっています。

また、庭木の枝葉が伸びて道路上に張り出し、信号機や道路標識の視界を遮るなど、人や車の往来に支障をきたしています。

交通事故を未然に防止し、安全な通行を確保するために次のことを守ってください。

▼山林を所有している方

道路沿いなどで危険な状態にある立木の伐採や樹木の剪定（せんてい）をお願いします。

▼垣根・庭木の所有者

定期的に枝葉の剪定をお願いします。

▼道路を通行する方

枯れたり折れたりして危険な樹木を見つけた時は、西多摩建設事務所へ連絡してください。

問合せ西多摩建設事務所管理課監察係☎0428・22・7216

雨水貯留槽設置助成について

市では、住宅の敷地内に雨水貯留槽を購入して設置される方に対し、助成を行ないます。

内容本体購入価格の3分の2以内の額で5万円を限度として助成

対象市内に戸建て住宅もしくは集合住宅を所有または使用する個人で、次の要件に該当しない場合

①設置する住宅が不動産業者、建売業者等により売買を目的として所有または使用されている場合

②敷地の使用者が雨水貯留槽の設置について敷地所有者の承諾を得られない場合

③市税を完納していない場合

手続きに必要なもの

▽印鑑

▽申請後に領収書、購入店名、購入年月日及び購入金額を確認できる書類

申請方法必要書類等を持って直接、市役所第一棟3階施設課へ。

問合せ施設課下水道グループ☎551・1968

子ども手当の認定請求はお済みですか？

子ども手当を4月分から受給するには、9月30日㈭までに申請手続きが必要です。お済みでない方はお早めに手続きをしてください。

対象者0歳～中学校修了までの児童を養育する保護者等

手当額（月額）児童一人につき13,000円

※認定請求の必要な方には、申請用紙をお送りしてありますが、届かない方は子育て支援課までご連絡ください。

【子ども手当の寄付について】

市では、寄付の申出をお受けしています。詳しくはお問い合わせください。

【子ども手当の趣旨にご理解をお願いします】

市では、子ども手当の趣旨のもとに、子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料などの納入をお願いしています。

問合せ子育て支援課子育て支援係☎551・1737

あき家都営住宅シルバーピア（高齢者集合住宅）地元割当入居者募集

募集内容【所在地】熊川1143番地（都営熊川アパート22号棟）

【戸数】2戸（単身者用）

【間取り】1DK

【使用料】19,700円～38,700円（予定額）

※シルバーピアには、手すりや緊急通報システムなど高齢者に配慮した設備が設けられ、生活相談・団らん室などの利便施設が併設されています。また、入居者の安否確認や緊急時の対応、関係機関への連絡などのために生活協力員が居住しています。

申込資格次のすべてに該当する方

①65歳以上（昭和20年10月3日以前生まれ）の方で、原則として親族と同居していない単身者であること

②申込み時に福生市に居住し、かつ東京都内に3年以上（平成19年10月3日以前から）居住している方で、そのことが住民票または外国人登録原票記載事項証明書で証明できること（外国人については在留資格が確認できること）

③年間所得金額が原則として2,568,000円以下であること

④現に住宅に困っていることが明らかであること（自家所有者は原則として申込み不可）

⑤独立した日常生活が可能で、自炊ができる程度に健常であること（身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります。）

⑦申込者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

申込用紙の配布・受付等

9月27日㈪～10月2日㈯の間（午前8時30分～午後5時15分）に直接、市役所第一棟3階まちづくり計画課住宅グループ☎551・1961へ。

児童館で遊ぼう9月（その1）

田園児童館☎552・3133

◆親子で遊ぼう「こむぎこねんどであそぼう」7日㈫午前10時30分～11時30分**対象**1歳6か月以上の幼児と保護者**持ち物**うわばき

◆よちよちすくすくひろば「親子でのびのび体操」14日㈫午前10時～正午**対象**0、1歳児と保護者

武蔵野台児童館☎553・8822

◆遊具開放デー2日㈭午前10時30分～正午**対象**1歳6か月以上の幼児と保護者**持ち物**うわばき※大型遊具で自由に遊べます。体操、おはなしもあります。時間内で自由に遊びに来てください。

◆わくわくひろば7日㈫午前10時30分～11時30分**対象**2歳以上の幼児と保護者**持ち物**タオル※当日直接来てください。

◆のびのびひろば14日㈫午前10時～正午**対象**0、1歳児と保護者※お母さん同士の交流の場です。体操や手遊びもあります。時間内で自由に遊びに来てください。

◆高校生ｔｉｍｅ①「バスケしようよ」毎週木曜日午後6時～9時②「Ｄａｎｃｅ Ｓｔｒｅｅｔ」毎週金曜日午後6時～9時**対象**高校生または相当年齢の方

※①バスケットの基本的な練習や、チームにわかれての試合をします。②鏡を使ってダンスの練習ができます。いずれも時間内で自由に遊びに来てください。また、バスケットやダンスを教える大人のボランティアの方も募集しています。

熊川児童館☎539・1515

◆くまさんひろば「くまさんの音楽あそび」7日㈫午前10時30分～11時30分**対象**1歳6か月以上の幼児と保護者**持ち物**着替え、水筒、タオル

◆ワクワクゆうぐデー13日㈪午前10時30分～11時30分**対象**乳幼児と保護者**持ち物**着替え、タオル※いろいろな遊具を開放しています。

◆こぐまひろば「こぐまちゃんのお歌とリズムあそび」14日㈫午前10時～正午**対象**0、1歳児と保護者**持ち物**着替え、水筒、タオル

幼児の楽しい運動会（3館合同事業）

日時10月5日㈫午前10時30分～午後0時30分**場所**福生地域体育館**対象**市内在住の乳幼児と保護者**定員**先着150組（各館50組）**申込み**9月15日㈬午前9時から各児童館へ。※詳しくは申込み時にプログラムを配布します。

※児童館の小学生対象の事業は、市ホームページに掲載しています。

国勢調査にご協力ください国勢調査は、我が国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行なわれる重要な統計調査で、日本国内に住んでいるすべての人・世帯を対象として5年ごとに行なわれます。9月下旬から皆さんのご自宅に調査員がうかがいますので、ご協力をお願いします。**問合せ**総務課法制総務係☎551・1576